選　択　約　款

＜だん暖料金契約＞

すずらん台住宅地

２０２６年１０月１９日実施

名張近鉄ガス株式会社

ガス小売事業者登録番号 E0102

目　　次

１．用語の定義 …… １
２．適用条件 …… １
３．契約の締結 …… １
４．料　金 …… ２
５．設置確認及び解約等 …… ２
６．その他 …… ２

附　則 …… ３
１．本選択約款の実施期日
２．「三重県 LP ガス料金高騰対策支援金事業（第６期）」に係る特別措置

（別　表）
１．適用区分 …… ４
２．料金表１ …… ４
３．料金表２ …… ５

１．用語の定義

本選択約款において使用する用語は、次のとおりといたします。

（１）「暖房機器」…　エネルギー源としてガスを使用する燃焼暖房機器、又はエネルギー源としてガスを使用する温水暖房機器をいいます。

（２）「給湯機器」…　エネルギー源としてガスを使用し、給湯を行う機能を有する燃焼機器のうち、最大給湯能力が 33kw 以上のものをいいます。

（３）「調理機器」…　エネルギー源としてガスを使用し、日常の煮炊きに使用する調理用の機器をいいます。

（４）「家庭用住居」…　居住の目的にのみ建てられた住宅、又は居住部分と店舗・事務所・作業場など業務に使用する部分を併設する住宅の居住部分のみをいいます。

（５）「消費税等相当額」…　消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（６）「消費税率」…　消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

（７）「簡易ガス小売供給約款」…　該当する供給地点群の簡易ガス小売供給約款をいいます。

（８）「単位料金の調整」…　当社は別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は簡易ガス小売供給約款２３の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

２．適用条件

本選択約款の適用条件は、次のとおりといたします。

家庭用住居において風呂・給湯に給湯機器を使用し、併せて調理機器並びに暖房機器を使用になる場合で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、居住部分と業務に使用する部分を併設する住宅のお客さまで、居住部分のガス使用量と業務に使用する部分のガス使用量を１つのガスメーターにより計量している場合は適用対象外とします。

３．契約の締結

（１）この選択約款に関する契約は、当社がお客さまの申込を承諾したときに成立いたします。

（２）お客さまが温水暖房機器ご使用の場合、若しくは温水暖房機器と燃焼暖房機器の両方をご使用の場合はだん暖料金Ａを、燃焼暖房機器のみをご使用の場合はだん暖料金Ｂを適用いたします。

（３）お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、変更後の契約適用開始日は原則として、毎月１５日までに契約成立となった分については当月定例検針日の翌日とし、毎月１５日を超えて契約成立となった分については翌月定例検針日の翌日といたします。

（４）契約の期間は、本契約の適用開始日から本契約を解約その他の事由により終了した日までとします。

（５）本契約の解約又は簡易ガス小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一使用場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがありま

す。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

（６）２の規定に定める適用条件を満たしており、次の期間内である場合、他の契約種別（簡易ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更の申し込みは、原則として承諾いたしません。

①新たにガスの使用を開始した場合は、本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日まで

②契約種別（簡易ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）を変更した場合は、契約種別の変更の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日まで

４．料　金

当社は、11 月使用分（10 月検針日の翌日から 11 月検針日まで）から４月使用分（３月検針日の翌日から４月検針日まで）までの期間については、だん暖料金Ａには別表の料金表１を、だん暖料金Ｂには別表の料金表２を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、５月使用分（４月検針日の翌日から５月検針日まで）から 10 月使用分（９月検針日の翌日から 10 月検針日まで）までの期間については、簡易ガス小売供給約款に定める料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

５．設置確認及び解約等

（１）当社は、申込みを頂いた時点、あるいは契約後に、暖房機器が設置されているかどうかを確認させて頂くことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾して頂きます。万一、立ち入りを承諾して頂けない場合、この選択約款の申込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降簡易ガス小売供給約款を適用いたします。

（２）調理機器、給湯機器、暖房機器を取り外す等、２の規定に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社へ連絡して頂きます。なお適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款を解約いたします。

６．その他

その他の事項については、簡易ガス小売供給約款を適用いたします。

附　則

１．本選択約款の実施期日

本選択約款は、２０２６年１０月１９日から実施いたします。

２．「三重県 LP ガス料金高騰対策支援金事業（第６期）」に係る特別措置

（１）「三重県 LP ガス料金高騰対策支援金事業（第６期）（以下、「支援金事業」といいます。）」の支援金交付要領に基づき、定められた期間において、簡易ガス小売供給約款の「２２．料金の算定及び申し受け」「２３．単位料金の調整」「２４．料金の精算等」によって算定、精算された料金から、定められた支援額を上限として値引くものとします。

（２）（１）は支援金事業が終了されるとともに、本附則の効力を失うものとします。

（別　表）

１．適用区分

（１）料金表１（だん暖料金Ａ）

料金表Ａ　使用量が 0 立方メートルから 8.0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が 8.1 立方メートルから 23.9 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が 23.9 立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表２（だん暖料金Ｂ）

料金表Ａ　使用量が 0 立方メートルから 8.0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が 8.1 立方メートルから 23.9 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が 23.9 立方メートルを超える場合に適用いたします。

２．料金表１（消費税等相当額を含みます。）

（１）料金表Ａ

①基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	９９１．１０円

②基準単位料金

１立方メートルにつき	５７７．８５円

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（２）料金表Ｂ

①基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	２，３５５．１０円

②基準単位料金

１立方メートルにつき	４０７．３５円

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｃ

①基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	５，１６７．８０円

②基準単位料金

１立方メートルにつき	２８９．６５円

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３．料金表２（消費税等相当額を含みます。）

（１）料金表Ａ

①基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	９９１．１０円

②基準単位料金

１立方メートルにつき	５７７．８５円

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（２）料金表Ｂ

①基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	２，３５５．１０円

②基準単位料金

１立方メートルにつき	４０７．３５円

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

（３）料金表Ｃ

①基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	４，６９４．８０円

②基準単位料金

１立方メートルにつき	３０９．４５円

③調整単位料金

②の基準単位料金を基に簡易ガス小売供給約款２３の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。